

## 選挙人名簿及び在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表に関する事務処理要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）が公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第28条の4第7項の規定による選挙人名簿の抄本の閲覧状況（以下「選挙人名簿の閲覧状況」という。）の公表及び法第30条の12の規定により準用する法第28条の4第7項の規定による在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況（以下「在外選挙人名簿の閲覧状況」という。）の公表について必要な事項を定める。

### (公表の内容)

第2条 委員会が公表する事項は、次の各号に定める事項とする。

- (1) 申出者の氏名（申出者が国等の機関である場合にあってはその名称、申出者が法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）である場合にあってはその名称、代表者又は管理人の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 利用目的の概要
- (3) 閲覧年月日
- (4) 閲覧に係る選挙人の範囲

### (公表の時期)

第3条 委員会は、毎年度終了後速やかに前年度における選挙人名簿の閲覧状況及び在外選挙人名簿の閲覧状況を取りまとめ、公表するものとする。

- 2 前項の規定によるほか、委員会が必要と認めるときは、選挙人名簿の閲覧状況及び在外選挙人名簿の閲覧状況を公表することができる。

### (公表の方法)

第4条 選挙人名簿の閲覧状況及び在外選挙人名簿の閲覧状況の公表は、次の各号に定める場合に応じ、当該各号に掲げる様式により、委員会が告示して行う。

- (1) 選挙人名簿の抄本の閲覧がある場合 第1号様式
- (2) 在外選挙人名簿の抄本の閲覧がある場合 第2号様式
- (3) 選挙人名簿の抄本の閲覧がない場合 第3号様式
- (4) 在外選挙人名簿の抄本の閲覧がない場合 第4号様式

### (その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、選挙人名簿の閲覧状況及び在外選挙人名簿の閲覧状況の公表に関して必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年1月8日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

（略）

第2号様式（第4条関係）

（略）

第3号様式（第4条関係）

（略）

第4号様式（第4条関係）

（略）





第3号様式（第4条関係）

年度においては、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の2第1項及び第28条の3第1項の申出に係る選挙人名簿の抄本の閲覧がなかった。

年 月 日

船橋市選挙管理委員会委員長

第4号様式（第4条関係）

年度においては、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の12の規定により準用する同法第28条の2第1項及び第28条の3第1項の申出に係る在外選挙人名簿の抄本の閲覧がなかった。

年 月 日

船橋市選挙管理委員会委員長